

## 指定管理者制度の概要について

### 1.地方自治法改正

- (1) 平成15年6月6日に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、同月13日に公布され、同年9月2日に施行されたことに伴い、従来あった公の施設の「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」に変わりました。
- (2) 地方自治法が改正された時点で、管理委託している公の施設については、18年9月までに指定管理者方式又は直営方式で管理するか決めるように経過措置が設けられました。

### 2.管理委託制度と指定管理制度の主な対比

	管理委託制度	指定管理制度
対 象	自治体が出資している法人で政令で定めるもの・公共団体・公共的団体に限定	法人その他の団体（民間業者、NPO等も可能。法人格は必要ない）
権 限	契約関係にもとづき地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務、業務を行う。	指定により管理代行させる。管理委託ではできないとされていた使用の許可の行政処分（使用の許可等）も可能になる。
利用料金	利用料金として管理受託者の収入として収受可能	

### 3.制度の概要

#### (1) 条例に定める事項

- ・指定管理者に公の施設を管理させる場合、地方自治法で、条例に定めると規定されている事項は次のとおりです。
  - ・指定の手続き
  - ・指定管理者が行う管理の基準
  - ・指定管理者が行う業務の範囲

#### (2) 指定管理者の選定

- ・指定管理者の指定は契約行為でないので、選定については、入札は必要ではありませんが、公平性・透明性を確保すべきなので、選定委員会を設置して選定することが望ましいとされています。

#### (3) 議会の議決

- ・指定管理者の指定にあたっては議会の議決を経なければなりません。議決すべき事項は「対象となる施設名」、「指定管理者の団体の名前」、「指定の期間」とされています。

(4) 協定の締結

- ・指定管理者制度は、管理委託契約の締結は不要ですが、指定管理者と詳細事項について協定を締結いたします。

(5) 事業報告

- ・指定管理者は、毎年度終了後その管理する公の施設の管理業務に関し事業報告書を作成し、提出しなければなりません。

(6) 調査・指示

- ・地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。そして指定管理者がこの指示に従わないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。